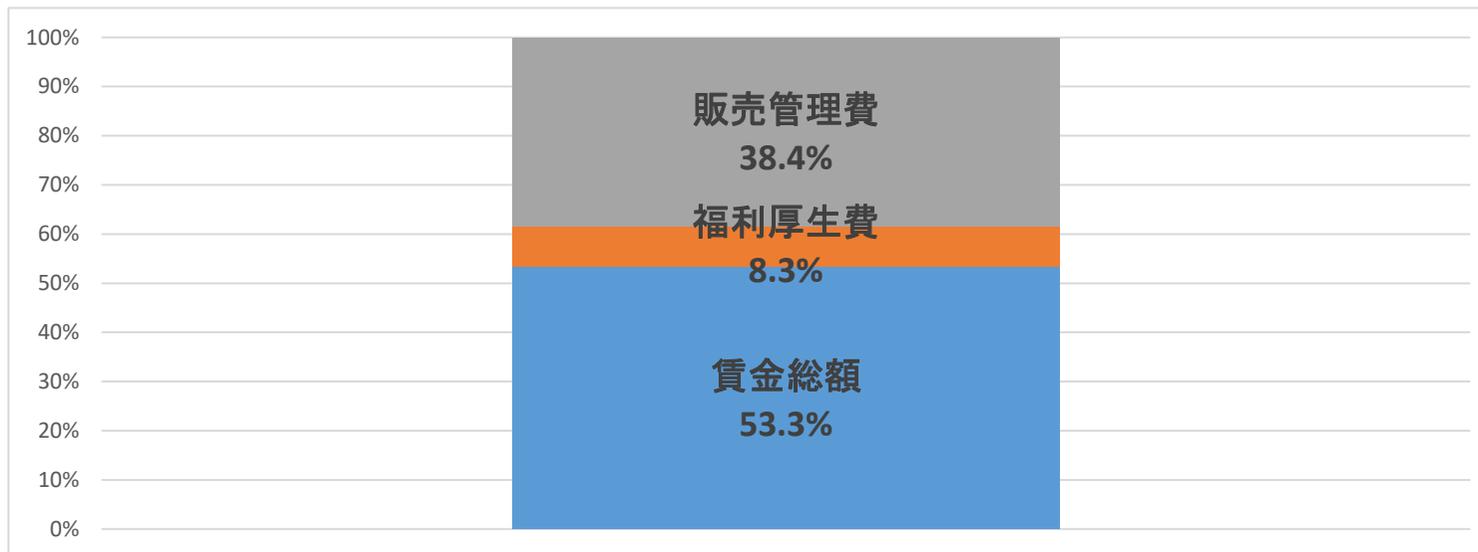


株式会社日本イーエムエス

2019年度労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供

【マージン率】

労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合:46.7%



賃金総額に含まれるもの:賃金、手当、賞与、交通費等

福利厚生費に含まれるもの:法定福利費(各種保険負担)、厚生費(健康保険、制服代、諸経費等)

販売管理費に含まれるもの:募集経費、待機費用、人件費、運営費(事務所、器具備品、保険)、諸経費等

労働者派遣法:「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」

※その他の情報提供すべき事項については、お問合せ下さい。